

町田第三小学校跡地活用検討支援業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、町田第三小学校跡地活用検討支援業務委託について、受託者（以下、「乙」という。）が遵守すべき主要な事項について示したものであり、乙は、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を履行するものとする。

1 総則

（１）委託業務名

町田市第三小学校跡地活用検討支援業務委託

（２）委託業務の目的

町田市（以下、「甲」という。）は、「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づく市立小学校の統合によって、2028 年 3 月に閉校となる町田第三小学校について、跡地の活用に向けた検討※を行っている。

町田第三小学校は、教育活動の場としてだけでなく、災害時の避難施設や地域の活動の場など、地域の実情に応じて様々な用途に活用されていることなどを踏まえ、その活用にあたっては、地域住民との対話を重ねながら丁寧に検討を進めていく必要がある。

本委託業務は、町田第三小学校跡地活用の方向性を示す基本計画（以下、基本計画という）の次年度以降の策定に向け、町田第三小学校周辺の地域住民等を対象とした市民ワークショップの実施や、活用に向けた検討・調整を支援することを目的とする。

※想定する活用までのスケジュール



（３）履行期間

契約締結日から 2025 年 3 月 14 日まで

（４）履行場所

町田市指定場所（町田市役所市庁舎（町田市森野 2-2-22）、町田第三小学校（町田市本町田 1212）ほか）

（５）業務責任者

乙は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う業務責任者を定め、甲に届け出ること。業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者とする。また、業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議のうえ、甲に届け出ること。

（６）作業計画

乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、その他必要事項を記載すること。

（７）成果品の帰属等

委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品

の提出を求めることができる。

乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行うこと。

(8) 秘密の保持・情報の管理

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(9) 事故発生による損害

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(10) 貸与資料

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

(11) 再委託

乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(12) 情報管理方法の指定

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(13) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の既定に基づき次の事項を厳守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(14) 疑義

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従うこと。

2 委託業務の内容

(1) 市民ワークショップの企画・運営等の支援

本市民ワークショップは、町田第三小学校の跡地活用イメージやアイデア等を地域住民等と対話を重ねながら検討するために実施するものであり、基本計画につなげるコンセプト案（複数取りまとめることを想定する）を3回の市民ワークショップを経て、取りまとめることとする。

こうした市民ワークショップの企画や運営等について、次のとおり支援すること。なお、本市民ワークショップの概要は下表のとおりを想定する。

▶ 市民ワークショップの概要

対 象 者	町田第三小学校周辺の地域住民等の市民を主な対象と想定する。
開催回数	3回程度
開催時期	2024年10月から2025年1月までの期間に開催することを想定する。
定 員	参加者の定員は各回30名程度を想定する。
会 場	町田第三小学校またはその周辺の公共施設等を想定する（甲が提供）。

①企画提案

乙は、町田第三小学校の跡地活用イメージやアイデア、基本計画につなげるコンセプト案について検討する市民ワークショップを企画のうえ、甲に対し提案すること。

企画の検討にあたっては、以下を踏まえながら、町田第三小学校の跡地において、主体的に活動を行いたい市民や団体が参加できるものとする。さらには、参加者が主体的に活動できる活用イメージやアイデアなどを考えることができるものとする。

- ・町田第三小学校の跡地活用に係る関係法令・関連計画による規制・許認可申請等の情報（**別紙1**参照）及び甲が整理した公共機能に関する情報
- ・甲が実施し提供する町田第三小学校周辺の地域住民を対象としたアンケートの結果
- ・「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）一部改定」及び「みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画」に示す現状と課題※¹
- ・甲が過年度実施した「学校跡地の活用アイデア募集」の実施結果※²
- ・学校跡地の活用事例（特に地域住民が主体となって跡地活用している事例）

※¹ 「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）一部改定」及び「みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画」は、町田市ホームページで公表しています。

▶ 町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）一部改定

<https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyousei/keiei/kokyoshisetsumanagem>

[ent/kakusyukeikaku/20160331151421122.html](https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyousei/keiei/kokyoshisetsumanagement/kakusyukeikaku/20160331151421122.html)

▶ みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画

<https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyousei/keiei/kokyoshisetsumanagement/kakusyukeikaku/saihen/index.html>

※2 学校跡地の活用アイデア募集について

<https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyouzaisei/siyuuzaisann/gakkouatotaideabosyuu.html>

②周知の支援

本市民ワークショップの開始を広く対象者等に周知するため、チラシ及びポスターの作成、甲の保有する SNS アカウントへの掲載原稿及び素材の作成、「広報まちだ」及び町田市ホームページの原稿の作成を行うこと。

なお、以下については、甲が行うものとする。

- ・参加者の募集及び受付
- ・チラシ及びポスターの掲示・配布
- ・SNS アカウントへの投稿
- ・「広報まちだ」及び町田市ホームページへの掲載・配布

③市民ワークショップの運営等の支援

乙は、本市民ワークショップの実施に向けて、必要な資料等の作成・準備を行うこと。市民ワークショップ当日については、乙は会場設営、司会進行及び参加者へのファシリテートを行うこと。また、子育て世代が市民ワークショップに参加しやすいよう、市民ワークショップ開催中の幼児の一次預かりなど、運営の配慮を行うこと。

④市民ワークショップ実施記録の作成

乙は、本市民ワークショップの実施結果について、地域住民をはじめとした市民等へ周知することを目的とする実施記録を 3 回の市民ワークショップごとに作成すること。

加えて、3 回の市民ワークショップを通して検討・整理した町田第三小学校の跡地活用イメージやアイデア、基本計画につなげるコンセプト案を取りまとめた実施記録（以下、「取りまとめ実施記録」という）を作成すること。

各実施記録の作成にあたっては、イラスト（10 点程度）を挿入するなど、視覚的に分かりやすい紙面デザインとすること。

（2）町田第三小学校跡地活用に関する情報発信に用いる情報の整理・提案

乙は、（1）④で作成する取りまとめ実施記録の内容を周知するために、甲が発行する公共施設マネジメント情報誌「ぷらっと」※の紙面の一部について、紙面構成（タブロイド判・フルカラー・1 ページ程度）を行い、提案を行うこと。

なお、公共施設マネジメント情報誌「ぷらっと」は 1 回発行する。

※ 公共施設マネジメント情報誌「ぷらっと」のバックナンバーは、町田市ホームページで公表しています。

▶ 情報紙「ぷらっと」・広報まちだ等

https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyousei/keiei/kokyoshisetsumanagement/syuuchitorikumi/koukyousisetu_syuti.html

(3) 町田第三小学校跡地活用の方向性を示す基本計画の検討資料等の作成

乙は、過年度の調査及び(1)を踏まえるとともに、その他必要な調査を行い、町田第三小学校跡地活用の方向性を示す基本計画の策定に向けた課題の整理や検討のための資料等の作成を行うこと。

また、2028 年度以降の町田第三小学校跡地活用に向けた課題や、活用開始までに継続して行う地域住民等を対象とした市民対話等の工程について作成し提案すること。

(4) 成果の取りまとめ

(1)～(3)の成果を報告書にとりまとめる。

(5) 打合せへの出席及び記録の作成

打合せ回数は、業務着手時、納品時を含め 8 回程度とする。

3 成果品

乙は次の成果品を甲に提出すること。

- | | |
|---|---|
| ア | 町田市第三小学校跡地活用検討支援業務委託 報告書 1 部 |
| | ※報告書には、以下の事項を含むこと。 |
| | ・市民ワークショップに関連する資料一式 |
| | ・基本計画策定に向けた課題整理及び検討のための資料一式 |
| | ・打合わせ記録一式 |
| イ | アの電子データ一式 (CD-R) 1 個 |
| | ※電子データは、下記の形式で提出すること。 |
| | ・文書：Microsoft Word 形式または Microsoft Excel 形式 |
| | ・表・グラフ：Microsoft Excel 形式 |
| | ・写真・イラスト・画像等：Jpeg 形式及び png 形式 |

4 契約金額の支払

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。